

外貨両替における 上限金額設定のお知らせ

平素より、十八親和銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当行では、下記の通り2019年4月22日（月）より外貨両替の上限金額を設定させていただいております。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

	円貨から外貨	外貨から円貨
上限金額	100万円以内	100万円以内

(注意)

- 短期間に複数回の外貨両替を行い、合計金額が上限金額を超過する場合等、2回目以降のお取引をお断りさせていただくことがございますので、予めご了承下さい。
- 上記金額の範囲内であっても、両替事由によっては各種資料のご提示をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。

以上